

健感発0210第3号
平成28年2月10日

各 検 疫 所 長 殿

健康局結核感染症課長
(公印省略)

「検疫法第2条第3号に規定する検疫感染症の検疫法上の取扱いについて」の
一部改正について

検疫感染症が流行し、又は流行するおそれのある地域については、平成15年11月5日付け健感発第1105004号「検疫法第2条第3号に規定する検疫感染症の検疫法上の取扱いについて」をもって通知したところであるが、今般、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令及び検疫法施行令の一部を改正する政令(平成28年政令第41号)が、平成28年2月5日に公布され、同月15日に施行されることに伴い、ジカウイルス感染症が新たに検疫感染症に追加されること等から、当該通知について、下記のとおり改正し、同月15日より適用することとしたので通知する。

記

- 1 1中「次のように」を「別表のとおり」に改め、(1)から(3)及び別表第1から別表第3を削除し、ジカウイルス感染症、チクングニア熱、デング熱、マラリアの流行地域を別表のとおり定める。
- 2 2中「チクングニア熱の」前に、「ジカウイルス感染症の流行地域又は」を追加し、「12日」を「288時間」に、「14日」を「336時間」に、「28日」を「672時間」にそれぞれ改める。

ジカウイルス感染症、チクングニア熱、デング熱、マラリアの流行地域

	流行地域	ジカウイルス感染症	チクングニア熱	デング熱	マラリア
アジア地域	インド	◎	○	○	○
	インドネシア	◎	○	○	○
	韓国				○
	カンボジア	◎	○	○	○
	北朝鮮				○
	シンガポール	◎	○	○	
	スリランカ	◎	○	○	○
	タイ	◎	○	○	○
	台湾	◎	○	○	
	中国	◎	○	○	○
	香港	◎	○	○	
	マカオ	◎	○	○	
	ネパール	◎	○	○	○
	パキスタン	◎	○	○	○
	バングラデシュ	◎	○	○	○
	東ティモール	◎	○	○	○
	フィリピン	◎	○	○	○
	ブータン	◎	○	○	○
	ブルネイ	◎	○	○	
	ベトナム	◎	○	○	○
マレーシア	◎	○	○	○	
ミャンマー	◎	○	○	○	
モルディブ	◎	○	○		
ラオス	◎	○	○	○	
アメリカ地域	アメリカ合衆国	◎		○	
	アルゼンチン	◎		○	○
	アンティグア・バーブーダ	◎	◎	◎	
	イースター島	◎		○	
	ウルグアイ	◎	◎	◎	
	英領アンギラ	◎	◎	◎	
	英領ヴァージン諸島	◎	◎	◎	
	英領ケイマン諸島	◎	◎		
	英領サウスジョージア・サウスサンドウィッチ島	◎			
	英領タークス・カイコス諸島	◎	◎		
	英領フォークランド諸島及びその附属諸島	◎			
	英領モントセラト	◎	◎	◎	
	エクアドル	◎		○	○
	エルサルバドル	◎	◎	○	○
	ガイアナ	◎	◎	○	○
	ガラパゴス諸島	◎		○	

	流行地域	ジカウイルス感染症	チクングニア熱	デング熱	マラリア
アメリカ地域	キューバ	◎		○	
	グアテマラ	◎	◎	○	○
	グレナダ	◎	◎	◎	
	コスタリカ	◎	◎	○	○
	コロンビア	◎	◎	○	○
	ジャマイカ	◎	◎	○	○
	スリナム	◎	◎	○	○
	セントクリストファー・ネーヴィス	◎	◎	◎	
	セントビンセント及びグレナディーン諸島	◎	◎	◎	
	セントルシア	◎	◎	◎	
	チリ		◎	◎	
	ドミニカ共和国	◎	◎	○	○
	ドミニカ国	◎	◎	◎	
	トリニダード・トバゴ	◎	◎	○	
	ニカラグア	◎	◎	○	○
	ハイチ	◎	◎	○	○
	パナマ	◎		○	○
	バハマ	◎	◎		○
	パラグアイ	◎		○	○
	バルバドス	◎	◎	◎	
	プエルトリコ	◎	◎	○	
	仏領ギアナ	◎	◎	○	○
	仏領グアドループ	◎	◎	◎	
	仏領サン・バルテルミー島	◎	◎	◎	
	仏領サン・マルタン島	◎	◎	◎	
	仏領サンピエール島及びミクロン島	◎			
	仏領マルティニーク	◎	◎	◎	
	ブラジル	◎	◎	○	○
	米領ヴァージン諸島	◎	◎	◎	
	ベネズエラ	◎		○	○
	ベリーズ	◎		○	○
	ペルー	◎	◎	○	○
	ボリビア	◎		○	○
	ホンジュラス	◎	◎	○	○
	メキシコ	◎		○	○
	蘭領アルバ	◎	◎	◎	
	蘭領キュラソー	◎	◎	◎	
蘭領シント・マールテン島	◎	◎	◎		
蘭領ボネール島、シント・ユースタティウス島及びサバ	◎		◎		

	流行地域	ジカウイルス感染症	チクングニア熱	デング熱	マラリア
アフリカ地域	アルジェリア				○
	アンゴラ	◎	○	○	○
	ウガンダ	◎	○	○	○
	エチオピア	◎	○	○	○
	エリトリア	◎	○	○	○
	ガーナ	◎	○	○	○
	カーボヴェルデ	◎		○	○
	ガボン	◎	○	○	○
	カメルーン	◎	○	○	○
	ガンビア	◎	○	○	○
	ギニア	◎	○	○	○
	ギニアビサウ	◎	○	○	○
	ケニア	◎	○	○	○
	コートジボワール	◎	○	○	○
	コモロ	◎	○	○	○
	コンゴ共和国	◎	○	○	○
	コンゴ民主共和国	◎	○	○	○
	サントメ・プリンシペ	◎	○		○
	ザンビア	◎	○	○	○
	シエラレオネ	◎	○	○	○
	ジブチ	◎	○	○	○
	ジンバブエ	◎	○	○	○
	スーダン	◎	○	○	○
	スワジランド	◎	○	○	○
	セーシェル	◎	○	○	
	赤道ギニア	◎	○	○	○
	セネガル	◎	○	○	○
	ソマリア	◎	○	○	○
	タンザニア	◎	○	○	○
	チャド	◎	○		○
	中央アフリカ	◎	○	○	○
	トーゴ	◎	○	○	○
	ナイジェリア	◎	○	○	○
	ナミビア	◎	○	○	○
	ニジェール	◎	○		○
	ブルキナファソ	◎	○	○	○
	ブルンジ	◎	○	○	○
	ベナン	◎	○	○	○
	ボツワナ	◎	○	○	○
	マイヨット島	◎	○		○
	マダガスカル	◎	○	○	○
	マラウイ	◎	○	○	○
	マリ	◎	○	○	○
	南アフリカ	◎	○	○	○

	流行地域	ジカウイルス感染症	チクングニア熱	デング熱	マラリア	
アフリカ地域	南スーダン	◎	○	○	○	
	モーリシャス	◎	○	○	○	
	モーリタニア	◎	○		○	
	モザンビーク	◎	○	○	○	
	リベリア	◎	○	○	○	
	ルワンダ	◎	○	○	○	
	レソト	◎	○	○		
	レユニオン	◎	○	○		
	太平洋地域	オーストラリア	◎		○	
		北マリアナ諸島	◎		○	
キリバス		◎	◎	○		
グアム		◎		○		
クック諸島		◎	◎	○		
サモア		◎	◎	◎		
ソロモン諸島		◎	○	○	○	
ツバル		◎		○		
トンガ		◎		◎		
ナウル		◎		○		
バヌアツ		◎		○	○	
パプアニューギニア		◎	○	○	○	
パラオ		◎		○		
ハワイ諸島		◎		○		
フィジー諸島		◎		○		
仏領ニューカレドニア		◎	○	○		
仏領ポリネシア		◎	◎	○		
米領サモア		◎	◎			
マーシャル諸島		◎	◎	○		
ミクロネシア連邦		◎		○		
中東地域	アフガニスタン		○		○	
	アラブ首長国連邦		○			
	イエメン		○	○	○	
	イラク				○	
	イラン		○		○	
	オマーン		○		○	
	カタール		○			
	サウジアラビア		○	○	○	
	トルコ				○	
	バーレーン		○			
欧州地域	アゼルバイジャン				○	
	アルメニア				○	
	ウズベキスタン				○	
	キルギス				○	
	グルジア				○	
	タジキスタン				○	

◎:新規追加

健感発第1105004号

平成15年11月5日

各 検 疫 所 長 殿

健康局結核感染症課長

(公 印 省 略)

検疫法第2条第3号に規定する検疫感染症の検疫法上の取扱いについて

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成15年法律第145号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成15年政令第459号）については本日より施行され、検疫法（以下「法」という。）第2条第3号に規定する病原体の有無の検査が必要なものとして政令で定める検疫感染症の取扱いについて下記のとおり定めたので通知します。

記

1. 法第2条第3号に規定する検疫感染症が流行し、又は流行するおそれのある地域
当該感染症が流行し、又は流行するおそれのある地域（以下「流行地域」という。）は、WHOのInternational Travel and Health、CDCのHealth Information等の情報に基づき別表のとおり定める。
2. 仮検疫済証の交付
ジカウイルス感染症の流行地域又はチクングニア熱の流行地域を発航してから288時間以内に、デング熱の流行地域を発航してから336時間以内に、及びマラリアの流行地域を発航してから672時間以内に来航する船舶及び航空機については、当該期間を越えない範囲で一定の期間を定めて仮検疫済証を交付する。
3. 航空機の検疫について
当該感染症の流行地域から本邦に来航する航空機については、入国時のアナウンス、ポスター等の掲示等により、発熱等の症状を呈した者の申告を求める。

入国時に発熱等の症状を呈した者に対しては、問診等を実施し、当該感染症が疑われる場合には採血を行い、当該感染症に係る検査を実施する。

健康状態に異状のない者に対しては、必要に応じ、健康上の注意点、発症後の対応等について情報提供を行う。

4. 船舶の検疫について

当該感染症の流行地域を出港してから2に示したそれぞれの期間内に来航する船舶については、検疫前通報又は無線検疫通報により発熱等の症状を呈した者の有無を確認する。

なお、法第17条第2項の通報を行った船舶については、無線検疫手続大綱に従い、通報内容により、当該感染症が疑われる者がいないことが確認でき、その他の通報事項に問題がない場合には、無線検疫対象港への入港を認め、入港後、仮検疫済証を交付する。

通報により、発熱等の症状を呈した者がいる場合には、最寄りの検疫港において臨船検疫又は着岸検疫を実施し、当該感染症が疑われる場合には採血を実施する。採取した血液は検査実施検疫所において検査を実施する。

5. 都道府県知事等への通報

当該感染症に係る検査の結果、当該感染症の病原体を保有していることが明らかな場合には、速やかに医療機関を受診するように指示するとともに、当該者の居住地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長とする。）に法第26条の3に規定する通知を行う。

6. 患者発見時の衛生措置

法第2条第3号の検疫感染症の患者が発見された場合には、当該患者が乗船していた船舶については、蚊族調査を実施し、必要に応じ、蚊族の病原体保有検査、駆除等を実施する。航空機については駐機中の場合は船舶と同様な措置を講じることとするが、既に本邦から出航した航空機については、航空会社等はその旨を連絡し、機内に蚊族が生息する場合にはその駆除を行うよう指導する。

ジカウイルス感染症、チクングニア熱、デング熱、マラリアの流行地域

	流行地域	ジカウイルス感染症	チクングニア熱	デング熱	マラリア
アジア地域	インド	◎	○	○	○
	インドネシア	◎	○	○	○
	韓国				○
	カンボジア	◎	○	○	○
	北朝鮮				○
	シンガポール	◎	○	○	
	スリランカ	◎	○	○	○
	タイ	◎	○	○	○
	台湾	◎	○	○	
	中国	◎	○	○	○
	香港	◎	○	○	
	マカオ	◎	○	○	
	ネパール	◎	○	○	○
	パキスタン	◎	○	○	○
	バングラデシュ	◎	○	○	○
	東ティモール	◎	○	○	○
	フィリピン	◎	○	○	○
	ブータン	◎	○	○	○
	ブルネイ	◎	○	○	
	ベトナム	◎	○	○	○
	マレーシア	◎	○	○	○
ミャンマー	◎	○	○	○	
モルディブ	◎	○	○		
ラオス	◎	○	○	○	
アメリカ地域	アメリカ合衆国	◎		○	
	アルゼンチン	◎		○	○
	アンティグア・バーブーダ	◎	◎	◎	
	イースター島	◎		○	
	ウルグアイ	◎	◎	◎	
	英領アンギラ	◎	◎	◎	
	英領ヴァージン諸島	◎	◎	◎	
	英領ケイマン諸島	◎	◎		
	英領サウスジョージア・サウスサンドウィッチ島	◎			
	英領タークス・カイコス諸島	◎	◎		
	英領フォークランド諸島及びその附属諸島	◎			
	英領モントセラト	◎	◎	◎	
	エクアドル	◎		○	○
	エルサルバドル	◎	◎	○	○
	ガイアナ	◎	◎	○	○
	ガラパゴス諸島	◎		○	

	流行地域	ジカウイルス感染症	チクングニア熱	デング熱	マラリア
アメリカ地域	キューバ	◎		○	
	グアテマラ	◎	◎	○	○
	グレナダ	◎	◎	◎	
	コスタリカ	◎	◎	○	○
	コロンビア	◎	◎	○	○
	ジャマイカ	◎	◎	○	○
	スリナム	◎	◎	○	○
	セントクリストファー・ネイビス	◎	◎	◎	
	セントビンセント及びグレナディーン諸島	◎	◎	◎	
	セントルシア	◎	◎	◎	
	チリ		◎	◎	
	ドミニカ共和国	◎	◎	○	○
	ドミニカ国	◎	◎	◎	
	トリニダード・トバゴ	◎	◎	○	
	ニカラグア	◎	◎	○	○
	ハイチ	◎	◎	○	○
	パナマ	◎		○	○
	バハマ	◎	◎		○
	パラグアイ	◎		○	○
	バルバドス	◎	◎	◎	
	プエルトリコ	◎	◎	○	
	仏領ギアナ	◎	◎	○	○
	仏領グアドループ	◎	◎	◎	
	仏領サン・バルテルミー島	◎	◎	◎	
	仏領サン・マルタン島	◎	◎	◎	
	仏領サンピエール島及びミクロン島	◎			
	仏領マルティニーク	◎	◎	◎	
	ブラジル	◎	◎	○	○
	米領ヴァージン諸島	◎	◎	◎	
ベネズエラ	◎		○	○	
バリーズ	◎		○	○	
ペルー	◎	◎	○	○	
ボリビア	◎		○	○	
ホンジュラス	◎	◎	○	○	
メキシコ	◎		○	○	
蘭領アルバ	◎	◎	◎		
蘭領キュラソー	◎	◎	◎		
蘭領シント・マールテン島	◎	◎	◎		
蘭領ボネール島、シント・ユースタティウス島及びサバ	◎		◎		

	流行地域	ジカウイルス感染症	チクングニア熱	デング熱	マラリア
アフリカ地域	アルジェリア				○
	アンゴラ	◎	○	○	○
	ウガンダ	◎	○	○	○
	エチオピア	◎	○	○	○
	エリトリア	◎	○	○	○
	ガーナ	◎	○	○	○
	カーボヴェルデ	◎		○	○
	ガボン	◎	○	○	○
	カメルーン	◎	○	○	○
	ガンビア	◎	○	○	○
	ギニア	◎	○	○	○
	ギニアビサウ	◎	○	○	○
	ケニア	◎	○	○	○
	コートジボワール	◎	○	○	○
	コモロ	◎	○	○	○
	コンゴ共和国	◎	○	○	○
	コンゴ民主共和国	◎	○	○	○
	サントメ・プリンシペ	◎	○		○
	ザンビア	◎	○	○	○
	シエラレオネ	◎	○	○	○
	ジブチ	◎	○	○	○
	ジンバブエ	◎	○	○	○
	スーダン	◎	○	○	○
	スワジランド	◎	○	○	○
	セーシェル	◎	○	○	
	赤道ギニア	◎	○	○	○
	セネガル	◎	○	○	○
	ソマリア	◎	○	○	○
	タンザニア	◎	○	○	○
	チャド	◎	○		○
	中央アフリカ	◎	○	○	○
	トーゴ	◎	○	○	○
	ナイジェリア	◎	○	○	○
	ナミビア	◎	○	○	○
	ニジェール	◎	○		○
	ブルキナファソ	◎	○	○	○
	ブルンジ	◎	○	○	○
	ベナン	◎	○	○	○
	ボツワナ	◎	○	○	○
	マイヨット島	◎	○		○
	マダガスカル	◎	○	○	○
	マラウイ	◎	○	○	○
	マリ	◎	○	○	○
	南アフリカ	◎	○	○	○

	流行地域	ジカウイルス感染症	チクングニア熱	デング熱	マラリア
アフリカ地域	南スーダン	◎	○	○	○
	モーリシャス	◎	○	○	○
	モーリタニア	◎	○		○
	モザンビーク	◎	○	○	○
	リベリア	◎	○	○	○
	ルワンダ	◎	○	○	○
	レソト	◎	○	○	
	レユニオン	◎	○	○	
太平洋地域	オーストラリア	◎		○	
	北マリアナ諸島	◎		○	
	キリバス	◎	◎	○	
	グアム	◎		○	
	クック諸島	◎	◎	○	
	サモア	◎	◎	◎	
	ソロモン諸島	◎	○	○	○
	ツバル	◎		○	
	トンガ	◎		◎	
	ナウル	◎		○	
	バヌアツ	◎		○	○
	バプアニューギニア	◎	○	○	○
	バラオ	◎		○	
	ハワイ諸島	◎		○	
	フィジー諸島	◎		○	
	仏領ニューカレドニア	◎	○	○	
	仏領ポリネシア	◎	◎	○	
	米領サモア	◎	◎		
	マーシャル諸島	◎	◎	○	
	ミクロネシア連邦	◎		○	
中東地域	アフガニスタン		○		○
	アラブ首長国連邦		○		
	イエメン		○	○	○
	イラク				○
	イラン		○		○
	オマーン		○		○
	カタール		○		
	サウジアラビア		○	○	○
	トルコ				○
	バーレーン		○		
欧州地域	アゼルバイジャン				○
	アルメニア				○
	ウズベキスタン				○
	キルギス				○
	グルジア				○
	タジキスタン				○

◎: 新規追加